

町税特報

大根占町長 坂元左武郎
大根占町税務課
昭和37年2月1日 第107号

地方税法が改正される

実施は37年度から

◎住民税の法律がいろいろ変りましたので、昭和三十七年度から実施されます税の改正点

について納税者の皆さん方に知つていただくため、特集号として出すようになりました。

そこでどのように改められたのか二、三申述べますと、一、町の税金は負担出来る範囲で皆んなで負担しようと云う税の本質をはつきりするための改正です。

二、所得税の影響が直接町村税に及ぼないようになされたことは、県民税および町民税と三、法律を改めた事によって私共の税金が重くならないよ

税の所得割額によって一定の別々に計算して税を決めるよ

うに改められたのです。

◎申告しなければ大変な損を

住民税の申告期限は三月二十日までとなっていきます。もし、期限まで申告されませんと認められない事になります。

住民税の申告期限は三月二十日までとなっていきます。まことに認められない事になります。

住民税の申告期限は三月二十日までとなっていきます。まことに認められない事になります。

住民税の申告期限は三月二十日までとなっていきます。まことに認められない事になります。

住民税の申告期限は三月二十日までとなっていきます。まことに認められない事になります。

住民税の申告期限は三月二十日までとなっていきます。まことに認められない事になります。

住民税の申告期限は三月二十日までとなっていきます。まことに認められない事になります。

住民税の申告期限は三月二十日までとなっていきます。まことに認められない事になります。

住民税の申告期限は三月二十日までとなっていきます。まことに認められない事になります。

住民税の申告期限は三月二十日までとなっていきます。まことに認められない事になります。

住民税の決め方

は県の税率を町民税は町の税率を掛けて税額を決めるわけです即ち

いろんな種類の所得から必要な経費を差引した残りの金額に県民税

県民税の所得割=課税所得金額-(災害損失額+医療費+社会保険料+生命保険料+扶養控除+基礎控除)×税率=税額-(障害者+老年者+寡婦+勤労学生)=確定税額、町民税の所得割額=課税所得金額×税率-(扶養控除+専従者控除)=税額

以上算式にて示しましたが県民税の所得控除は申告書に記載要領を表示しますので省略致します町民税で次の方はもれなく記載して下さい。

(1) 扶養親族のある方は(一人につき五百円税引されます)

(2) 専従者のある方(青色申告の場合一人について千円普通の場合一人について七百円税引されます)

◎次に掲げる所得は課税の対象になります

(1)利子所得公債社債等(特別の法律による復興貯蓄債権の利子等は除かれます) (2)配当所得 法人から受ける利益の配当利息の配当剰余金の分配等です (3)不動産所得 不動産の貸付による所得 (4)事業所得 商業工農業水産業医業著述業等です。 (5)給与所得 奉給給料賃金才費年金恩給賞与等です。 (6)退職所得 一時恩給及び退職給与金等です。 (7)山林所得 山林の伐採又は譲渡による所得です (8)譲渡所得資産の譲渡による所得です (9)一時所得 一時的性質の所得で懸賞の当選金災害見舞金等です。 (10)雑所得 原稿料養老年金郵便年金等です。

住民税に於ける必要な経費は次のような費用です農業所得の必要経費について主たるものについて述べますと

1 公租公課 農業のために使用する納屋等の固定資産税 2 土地改良費 3 雇人費 農繁期において親類隣近所における相互手伝について

は計上されない事になります。 4 農具購入費及び修繕費 5 種苗肥料代等であります。



住民税を納めないでよい人

の所得があると課税される事になります尚内総の配偶者は認められません。

所得とは総収入金額からその收入を得る為に要した経費を差引しまして拾円でも

残額がありますと所得があることになります。

随いまして成年に達しますと均等割は納める事となります。

ます。

と均等割は納める事となります。

三月二十日迄に個人事業税申告を

4 雜損除
事業所得額の十分の一をこえる災害又は盗難による事業用資産の損失額これがすべての納税者が認められます。

5 事業専従者控除
十五才以上の家族専従者で所

得税の青色申告書を提出してそれを専従の期間度合に応じてそれ

人は五万円を限度としてそれ

月割計算をします。

鹿屋財務事務所より

個人事業税について
三月二日までに個人事業税

は申告せなければ左の有利な特典が認められません。

所得を得る為に要した経費を差引しまして拾円でも

の陸海軍に属していた者と内緒関係にあった者は寡婦

皆様方はすでに御承知のとおり改正されました。

り個人事業税も次のとおり改正されました。

損失の繰越控除

前三年間の損失のうち前年ま

までも他の市町村に住所を有する場合は均等割が課

税される事になります。

者にかぎり認められます。

被災した御資産の繰越控

と生計を一にする妻であり

ましても他の市町村に住所を有する場合は均等割が課

税される事になります。

者にかぎり認められます。

被災した御資産の繰越控

と生計を一にする妻であり

ましても他の市町村に住所を有する場合は均等割が課

税される事になります。

被災した御資産の繰越控

と生計を一にする妻であり

大尾・大久保部落は100%完納

納税成績について

昭和36年12月末現在において、部落別納税成績がまとまりましたので、総括表として発表いたします。

総括表の内容は町民税、固定資産税、健康保険税、軽自動車税、犬税であります。次の表をご覧くださいとおり、年税調定額100%納入部落は大尾部落と大久保部落の2部落であり、部落民はもちろん町民とともに喜びにたえない次第であります。今後とも町民みなさまのご協力を賜りますようお願いいたします。

納税報償金について

昭和36年度の納税成績報償金の締切りを昭和37年3月20日をもって計算いたすことになりました。

納税義務者で滞納額のある方は部落の成績に影響し、なお報償金に関係がありますので、諸種事情もあることでしょうが締切前日までに部落長さんか納税組合長さん方に納めていただくようご協力を願いいたします。

◆ 昭和36年度分 町税部落別収入実績表(総括表) 昭和36年12月末現在

区分 部落名	年間調定額	納期 調定額 ^A	到来分 収入済額 ^B	未納額 ^C	収入歩合 ^{B/A}	区分 部落名	年間調定額	納期 調定額 ^A	到来分 収入済額 ^B	未納額 ^C	収入歩合 ^{B/A}
麓	1,212,675	1,043,055	884,025	159,030	84.8	神川中原	394,100	334,800	239,377	95,423	71.5
弓場下	161,570	134,590	132,670	1,920	98.6	桜原	310,210	264,110	252,870	11,240	95.7
鳥井戸一区	275,950	237,310	213,860	23,450	90.1	計	5,432,240	4,603,570	3,506,198	1,097,372	76.2
" 二区	127,920	105,100	78,950	26,150	75.1	松坂	85,600	73,460	72,630	830	98.9
" 三区	135,350	113,500	111,610	1,890	98.3	毛下	168,140	143,660	102,900	40,760	71.6
木場	314,310	285,290	217,740	67,550	76.3	笹原	588,290	503,120	493,480	9,640	98.1
大坪上	170,180	153,260	113,650	39,610	74.2	半ヶ石	774,980	667,480	621,560	45,920	93.1
" 下	149,180	128,170	90,620	37,550	70.7	池田川南	522,680	435,960	393,710	42,250	90.3
木原	408,190	367,880	247,420	120,460	67.3	△川北	401,690	337,394	294,859	42,535	87.4
寺前	297,190	262,820	215,800	47,020	82.1	白井	141,080	117,470	95,020	22,450	80.9
山ノ口	260,780	234,430	209,150	25,280	89.2	安水	185,590	153,690	141,130	12,560	91.8
中西	36,180	32,380	23,300	9,080	72.0	壹崎	185,260	157,340	116,480	40,860	74.0
山添	79,580	68,760	51,620	17,140	75.1	大久保	274,970	231,960	231,960	0	100
計	3,629,055	3,166,545	2,590,415	576,130	81.8	馬場中原	93,050	78,060	63,210	14,850	81.0
神之浜一区	252,960	206,840	198,590	8,250	96.0	段中野	274,990	237,920	218,000	19,920	91.6
" 二区	370,700	311,350	295,970	15,380	95.1	計	3,696,320	3,127,514	2,844,939	292,575	90.7
本町	387,430	321,280	300,920	20,360	93.7	笑喜上	243,280	205,180	161,610	43,570	78.8
京町	324,630	276,800	241,800	35,000	87.4	" 下	149,290	126,880	87,260	39,620	68.8
栄町	576,520	482,280	443,870	38,410	92.0	大尾	161,410	131,390	131,390	0	100
旭町	428,105	340,365	248,835	91,530	73.1	落河	208,780	175,890	174,390	1,500	99.1
塩屋一区	428,140	362,580	242,780	119,800	67.0	才原	150,680	240,230	228,750	11,480	95.2
" 二区	503,640	444,900	371,820	73,080	83.6	宿利原	353,980	294,770	265,050	29,720	89.9
城ヶ崎	88,850	72,990	71,530	1,460	98.0	牧原	130,070	107,360	94,790	12,570	88.3
瀬戸山	669,410	574,070	408,850	165,220	71.2	協和	171,020	145,740	86,802	58,938	59.6
六反田	787,440	662,330	542,220	120,110	81.9	岩元	183,750	152,800	151,680	1,120	99.3
中園	400,870	348,840	236,550	112,290	67.8	命苦	250,960	214,120	183,980	30,140	85.9
宮脇	407,160	355,780	183,270	172,510	51.5	厚ヶ瀬	364,690	316,510	199,170	117,340	62.9
上之宇都	563,200	491,250	372,640	118,610	75.9	計	2,367,910	2,110,870	1,764,872	345,998	83.6
計	6,189,055	5,251,655	4,159,645	1,092,010	79.2	他町村	107,990	105,200	73,240	31,960	69.6
鳥浜	1,091,350	959,360	721,860	237,500	75.2	商協	1,106,110	903,400	823,060	80,340	91.1
神川域	278,410	237,580	199,636	37,944	84.0	樟脳	454,670	375,130	355,990	19,140	94.9
" 上	848,450	711,000	491,560	219,440	69.1	法人	728,517	728,517	591,637	136,880	81.2
" 中	689,060	578,260	490,385	87,875	84.8	特別徵収	1,820,370	1,421,140	1,257,380	163,760	88.5
" 下	257,880	210,120	145,990	64,130	69.5	交付金納付金	345,120	345,120	345,120	0	100
" 浜	541,280	443,240	337,910	105,330	76.2	計	4,562,777	3,878,507	3,446,427	432,080	88.9
皆倉上	522,300	444,530	344,920	99,610	77.6	合計	25,877,357	22,148,661	18,312,496	3,836,165	82.7
" 下	499,200	420,570	281,690	138,880	67.0						

納税は
日掛け
月掛け
心掛け